

包括外部監査人の監査の結果に基づき又は結果を参考として  
措置を講じた旨の通知に係る事項の公表

横浜市報定期第 134 号 別冊

教 総 第2183号

令和5年3月31日

横浜市代表監査委員

藤野 次雄 様

横浜市教育委員会

教育長 鯉渕 信也



包括外部監査の結果に基づく措置等について (通知)

標記について、地方自治法第252条の38第6項に基づき別添のとおり通知します。

担当 教育委員会事務局総務課

電話 671-3280

E-mail [ky-somu@city.yokohama.jp](mailto:ky-somu@city.yokohama.jp)

NO	年度	監査対象区局名	区分	掲載ページ	対象課または所管課、外郭団体等の名称	表題等	指摘及び意見の抜粋	措置の内容等
1	R03	教育委員会事務局	【意見28-3】	301	横浜市三殿台考古館	収支計算における指定管理料の取り扱い	<p>指定管理料は指定管理業務にかかる費用を積算して決定されているのであるから、予算編成時における各区分会計の指定管理料の按分は当該指定管理業務にかかる費用に対応する額とし、決算時においてもこれを変えないようにすべきである。無論、大きく乖離したのであれば、事業報告においてその乖離した理由を明示し、黒字または赤字の発生原因を説明することとなる。加えて、次年度の予算編成時においてこれをどのように反映させるか検討する必要がある。</p>	<p>予算・決算の乖離は、事業計画を作成する際の予算見積の精度が低かったことが原因です。今後予算・決算で乖離が生じないよう、予算見積の精度向上に努めていく旨指定管理者と方向性を共有しており、所管課としても引き続き取り組んでまいります。</p> <p>予算・決算において大きく乖離した場合、必要に応じて理由の説明を求めるなど、指定管理者との協議についても取り組んでまいります。</p>